

第4期小平市社協発展強化計画

(令和5年度～9年度)



小平市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「こふくちゃん」

令和5年3月

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会



はじめに

この度、小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、「第4期小平市社会福祉協議会発展強化計画」を策定いたしました。

「発展強化計画」とは、社会福祉協議会が地域福祉を推進する中核的な団体として、事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた事業や組織、財務等に関する具体的な取組を明示した中期的な計画です。

平成20年度に「第1期発展強化計画」を策定して以降も少子高齢化は進行し続け、個人や世帯が抱える課題がさらに複雑化・多様化するなど、社会状況が急速に変化しているとともに、自然災害も多発しています。「第3期発展強化計画」の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な流行により、人々の暮らしや経済活動が大きな影響、打撃を受けました。

いまだ新型コロナの感染終息が見通せない中ですが、このような状況を踏まえながら、今後の社会状況や制度施策の動向等も見据えて、新たな計画を策定しました。計画の基本目標および重点目標は前期計画から継続し、本会を取り巻く環境の変化に対応するべく、部門ごとの取組事業をまとめました。

私たちが目指すのは、「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現です。支援を必要とする方への総合的な支援体制整備、日々変化する社会的な課題等に迅速に対応していくために、地域の福祉力向上、組織内外の連携強化、人材育成等の取組を進めてまいります。

国が目指している地域共生社会の実現は、本会だけでは達成できません。小平市の取組と足並みを揃えながら、市民の皆さまや自治会、民生委員児童委員、ボランティア、企業等、多くの方々との連携・協働が必要となります。今後もお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

会長 金子 恵一

目 次

第1章 第4期計画の策定にあたって

| | |
|--------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけと期間 | 1 |
| 3 計画の体系 | 3 |
| 4 計画の進行管理 | 4 |

第2章 本会を取り巻く環境について

| | |
|----------------|---|
| 1 本会を取り巻く環境の動向 | 5 |
|----------------|---|

第3章 本会の概要

| | |
|----------|---|
| 1 使命 | 7 |
| 2 経営理念 | 7 |
| 3 組織運営方針 | 8 |
| 4 組織図 | 9 |

第4章 第3期計画までの歩みと評価

| | |
|--------------------|----|
| 1 第1期～第3期計画の歩み[概要] | 10 |
| 2 第3期計画の評価 | 12 |

第5章 第4期計画

| | |
|--------------|----|
| 1 基本目標 | 18 |
| 2 重点目標 | 18 |
| 3 部門ごとの取組事業 | |
| (1) 地域福祉推進部門 | 19 |
| (2) 相談支援部門 | 24 |
| (3) 法人運営部門 | 28 |

資料編

| | |
|----------------|----|
| ◆自己財源推移 | 31 |
| ◆会員および会費収納額の推移 | 32 |
| ◆職員数等の推移 | 33 |

| | |
|----------------------|----|
| ◆ボランティア・自治会対象アンケート結果 | 34 |
| ◆小平市社協発展強化計画策定委員名簿 | 40 |

注) 第5章【具体的な取組】内の部署名表記について

各取組事業の文末に記載している部署名は、以下のように表記しています。

| | | |
|---------------------|-------|------------|
| 法人総務係 | | 法人総務係 |
| こだいらボランティアセンター | | ボランティアセンター |
| こだいら生活相談支援センター | | 生活相談支援センター |
| 権利擁護センターこだいら | | 権利擁護センター |
| 小平市障がい者地域自立生活支援センター | | ひびき |
| 基幹型地域包括支援センター中央センター | | 地域包括支援センター |
| 小平市立たいよう福祉センター | | たいよう |
| 小平市立あおぞら福祉センター | | あおぞら |

第1章 第4期計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

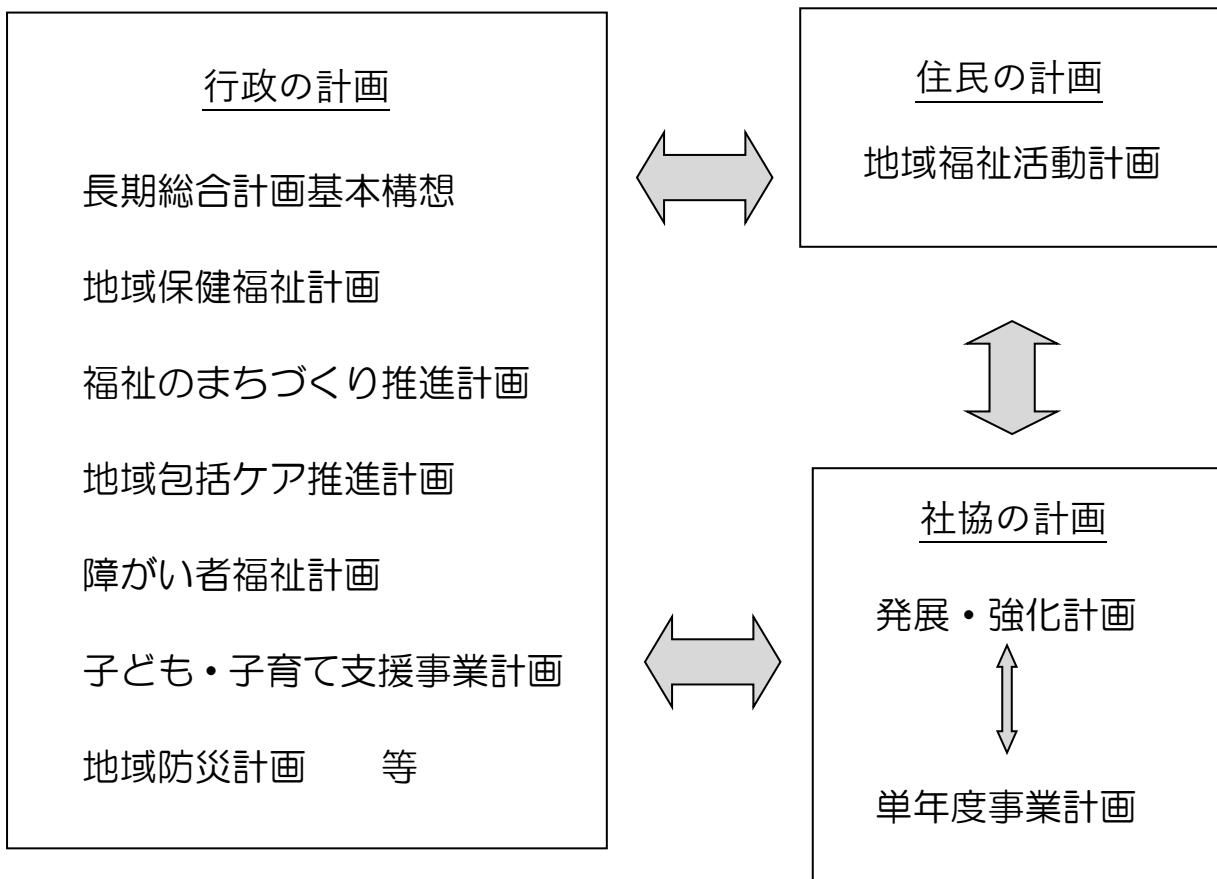
第3期発展強化計画に基づいて事業展開を進めてきましたが、計画期間（平成30年度～令和4年度）の最終年度を迎えるにあたり、5年間の取組の成果を評価、検証するとともに、新たな課題等にも対応すべく、「第4期小平市社協発展強化計画」を定めるものです。

2 計画の位置づけと期間

「第4期小平市社協発展強化計画」は、本会が地域福祉を推進する中核的な団体として、事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた事業や組織、財務等に関する具体的な取組を明示した中期的な計画として位置づけます、また、民間の地域福祉活動を中心にまとめた「小平市地域福祉活動計画」や地域保健福祉を推進するための基本計画である「小平市地域保健福祉計画」、関連分野の他計画等と相互に連携・協働を図ります。

計画の期間は、令和5年度から9年度までの5年間とします。ただし、中間年度（令和7年度）において計画の進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

<計画関係イメージ図>

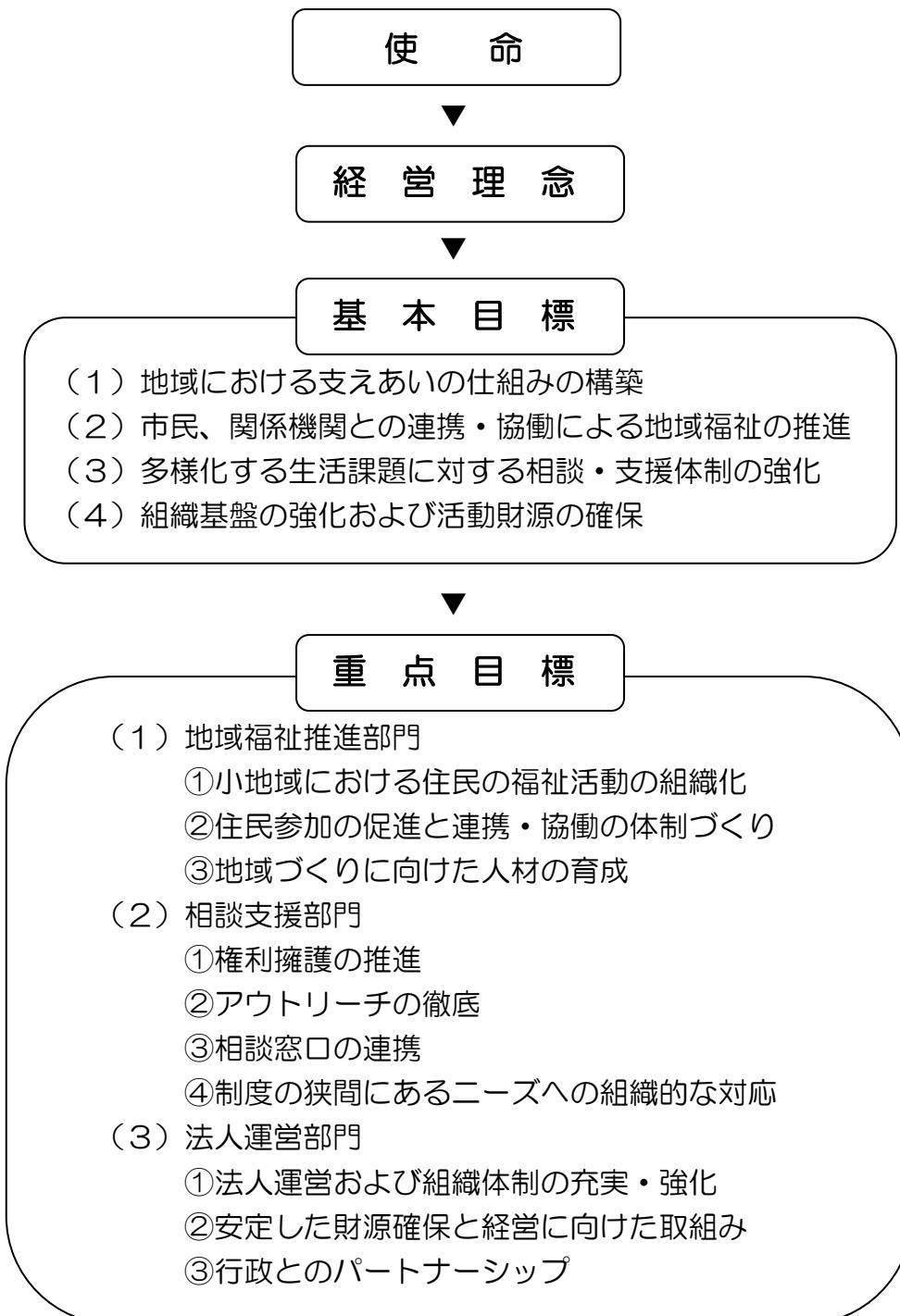


<計画期間>

| H30 (2018) 年度 | R1 (2019) 年度 | R2 (2020) 年度 | R3 (2021) 年度 | R4 (2022) 年度 | R5 (2023) 年度 | R6 (2024) 年度 | R7 (2025) 年度 | R8 (2026) 年度 | R9 (2027) 年度 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第3期発展強化計画 | | | | | 第4期発展強化計画 | | | | |
| | 第四次小平市地域福祉活動計画 | | | | | | | | |
| 小平市第四期地域保健福祉計画 | | | | | | | | | |

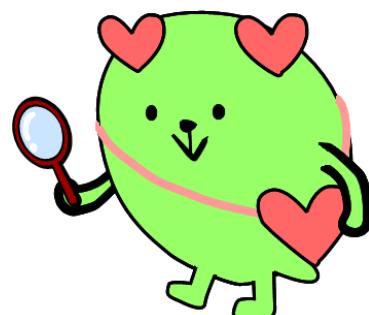
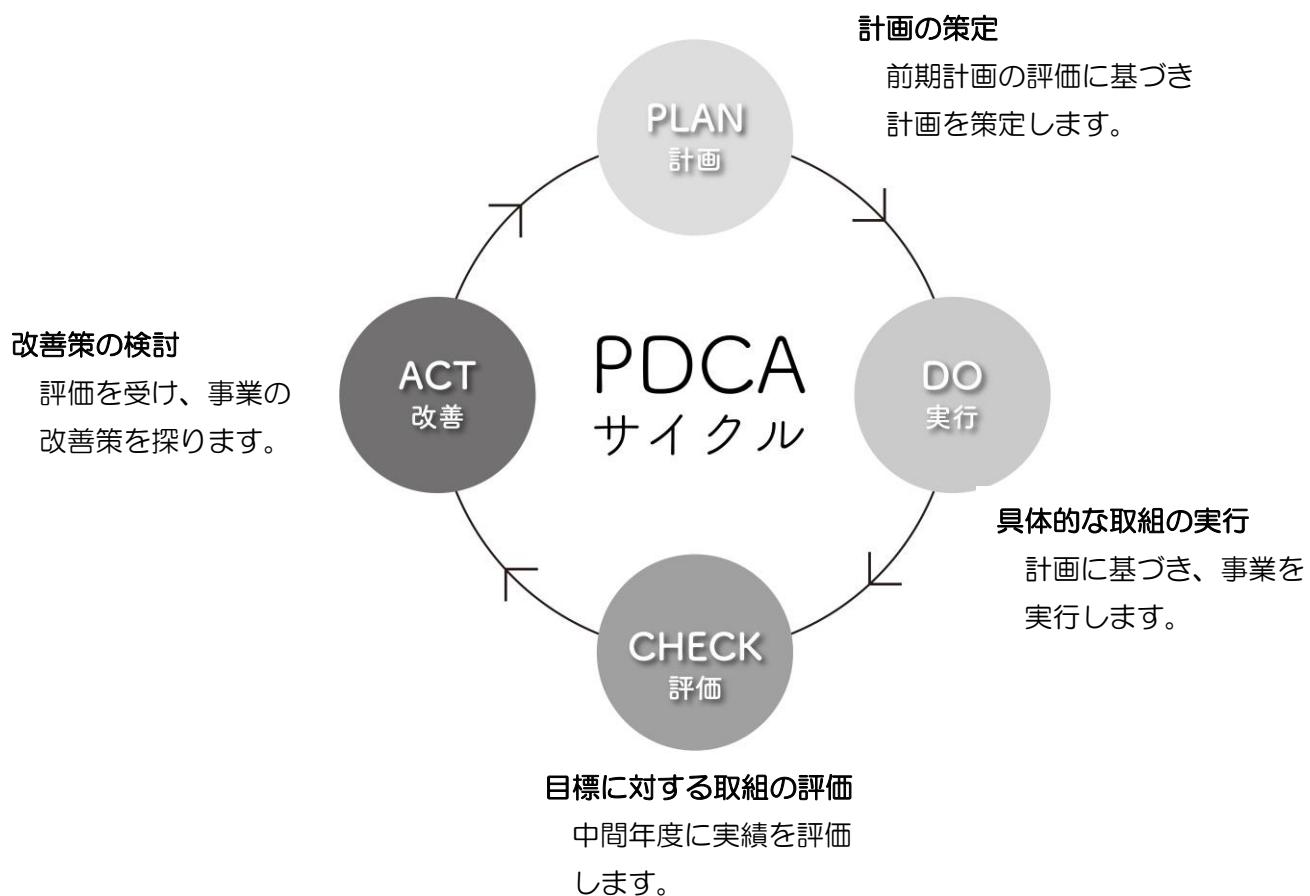
3 計画の体系

本計画は、本会の使命、経営理念、基本目標を軸として、部門ごとに具体的な取り組み事項を示しています。



4 計画の進行管理

法人内部に小平市社協発展強化計画推進委員会を設置し、計画の進行管理を行うとともに、部署をまたがる課題に適切に対応していくために、プロジェクトチーム等による組織横断的な体制を臨機応変に構築していきます。



第2章 本会を取り巻く環境について

1 本会を取り巻く環境の動向

(1) 社会情勢の変化と福祉ニーズの多様化

近年、一人ひとりが抱える地域生活課題が多様化・複雑化し、8050問題（※1）やダブルケア（※2）、ヤングケアラー（※3）、児童や高齢者等への虐待、貧困や格差等、制度の狭間のニーズや複合的課題が増加しています。加えて、新型コロナの影響は大きく、失業や減収等による経済的困窮から生活困窮者が増加し、社会的孤立が深刻化しています。

また、新型コロナ感染防止のため、人々が集まり対面することでの直接的なふれあいが長期間にわたり制限されており、地域活動やボランティア活動等も従来のようには実施できない状況ですが、オンラインなど新たな手法でのつながりを作る活動も生まれています。

(2) 制度・施策等の状況

令和3年4月に改正社会福祉法が施行されました。この中で、地域共生社会（※4）に向けた包括的な支援体制を整備すること、そのための施策として、重層的支援体制整備事業（※5）による「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の取組が始まっています。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて、豊かで活気ある未来を目指した「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。持続可能な世界を実現するため、2030年を年限とする17の目標が示されています。国際的な共通目標として「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性（※6）のある社会」の実現に向け取組が進んでいます。SDGsが目指す社会は、地域共生社会につながるものだと言え、この理念を意識した取組を行っていく必要があります。

(3) 小平市の状況

小平市の高齢化率は上昇を続け、令和2年には23.2%となりました。65歳以上の人⼝に占める80歳以上の人⼝の割合や高齢単身世帯の割合も年々増加しています。外国人の⼈⼝も増加しており、人⼝に占める外国人人口の割合は2.6%（平成30年10月1日現在）で、多摩地域26市の中で2番目に高い状況です。

さらに、児童・生徒の教育相談件数および長期欠席者数、障がい者に関する手帳交付件数、空き家数等も増加傾向にあります（「小平市地域包括ケア推進計画」「小平市第四次長期総合計画策定に向けた基礎資料集」より）。

本会の各部署において、これらの状況に付隨して生じる様々な課題や寄せられる相談に対して、解決のための取組を行っています。

用語解説

※1：子どものひきこもりが長期化・高年齢化することにより、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支えること。収入や介護などで親子ともに生活が困難になることが多く、社会問題として捉えられています。

※2：晩婚化や晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うこと。平成28年の内閣府調査によると、ダブルケアをしている人は全国に約25万人おり、特に30歳代～40歳代が多い状況です。

※3：本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

※4：制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

※5：市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

※6：それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、一人ひとりを社会の構成員として取り込むこと。一人ひとりが、身近にいる多様な他者を受け入れる行動によって形成されていくものです。

第3章 本会の概要

本会は、以下の使命・経営理念・組織運営方針のもと、地域福祉の推進のために役職員が一丸となって取り組んでいます。

1 使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち「こだいら」の実現を目指すことを使命とします。

今日、全ての市民が、地域の中で孤立することなく、尊厳と主体性を持ってその人らしく安心して生活できる社会の実現が求められています。そのためには、市民の一人ひとりがお互いを尊重しながらともに生き、支え合い、協力し合っていくことが重要です。

本会は、こうした地域づくりを進めるため、市民の理解と協力のもと「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現を目指すことを使命とします。

2 経営理念

本会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

(1) 市民参加・協働による福祉のまち「こだいら」の推進

地域福祉を推進するためには、福祉を「社会的弱者等の限られた者への支援」として捉えるのではなく、「多様な人々の多様な福祉課題に地域社会全体で取り組む仕組み」と捉え直すことが必要です。そのためには、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉事業者、関係機関や団体など、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働が必要となります。

このような多様な市民が福祉のまちづくりに参加し、互いに協働して地域の福祉課題の解決を目指す「福祉コミュニティ」の実現を推進します。

(2) 利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、利用者本位の福祉サービスの実現を目指します。

利用者本位の質の高い福祉サービスを提供することにより、地域福祉の推進とサービス利用者の自律（自立）を支援します。

(3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

多様化した福祉ニーズに応え、個々の生活を支援するには、一つの機関・サービスの提供だけでは困難な状況にあります。市民ニーズに応え、地域福祉を推進するため、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、就労などの生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制の実現を目指します。

(4) 福祉ニーズに基づく新たな事業への取組

社会の変化とともに個人の価値観や生活環境も変化し、地域の福祉ニーズも多様化しています。

地域福祉の推進機関として、制度の狭間にある福祉課題や社会的支援を必要とする人々への対応に重きを置き、日常の事業を通して地域の福祉課題を捉え直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや事業に取り組みます。

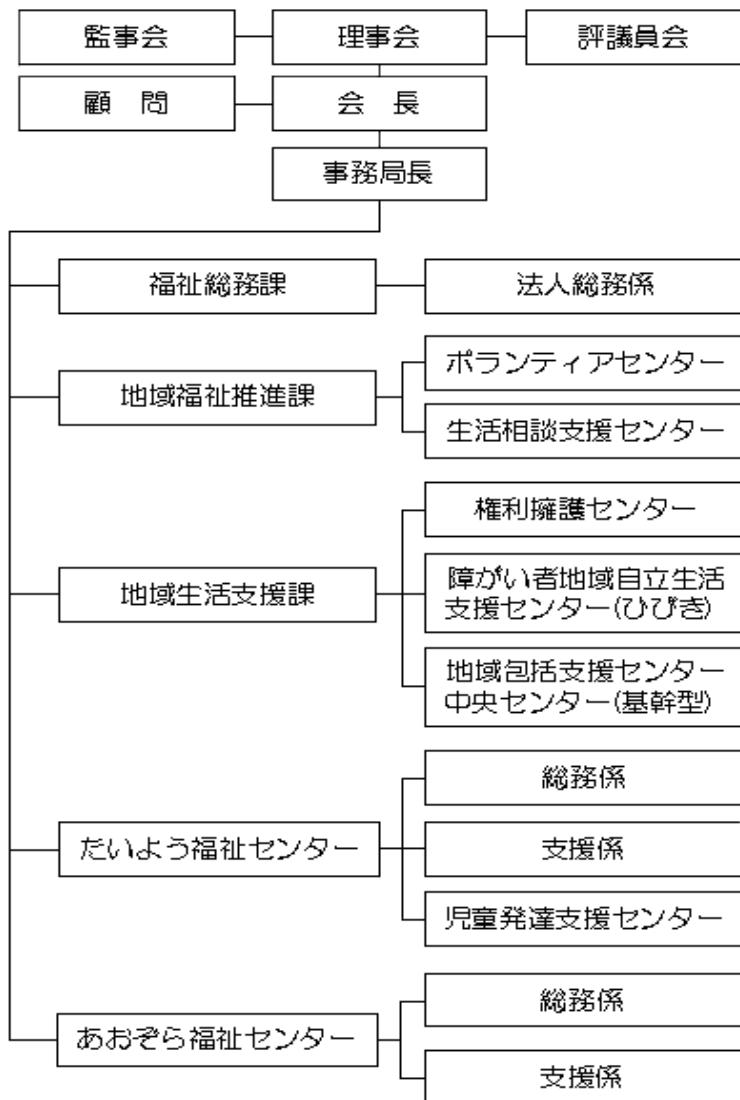
3 組織運営方針

本会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

(1) 全ての職員は、地域福祉推進機関としての専門性を発揮するため、日常の業務と地域福祉活動を結びつけ地域福祉を総合的に推進するコミュニティソーシャルワークを実践します。

- (2) 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- (3) 事業の展開にあたって、市民参加を徹底します。
- (4) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律（自立）した経営を行います。
- (5) 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

4 組織図



第4章 第3期計画までの歩みと評価

本会は、平成20年度に「第1期発展強化計画」を策定しました。5年間の計画で、中間年度には組織内部の委員会において評価・検証を行っています。

計画の最終年度には、5年間の取組を総括した上で、次期計画を策定しています。

1 第1期～第3期計画の歩み[概要]

第1期：平成20年度～24年度

本会に求められる役割を充分に果たしていくため、以下の各項目について目標を定め、実現に向けて事業展開を図りました。

1 事業計画（重点事業）

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 相談・支援機能の充実
- (3) 指定管理者への対応

3 人事・給与計画

- (1) 職員配置
- (2) 紹介体系
- (3) 人事評価
- (4) 人材育成

2 組織運営計画

- (1) 理事会・評議員会
 - 部会（委員会）
- (2) 会員
- (3) 事務局

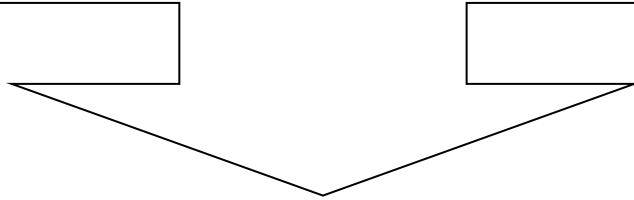
4 財政計画

- (1) 会員会費の増強
- (2) 寄付金、募金の確保
- (3) 収益事業への取り組み
- (4) 新規事業の研究

5 組織管理体制の推進

第2期：平成25年度～29年度

第1期計画期間における取組の成果を評価、検証した上で、本会を取り巻く環境の変化に対応するとともに新たな課題等にも対応すべく、第1期計画の目標を継続し、各種事業に取り組みました。



第3期：平成30年度～令和4年度

第2期計画の評価と経営分析状況、「小平市地域福祉活動計画」や「小平市地域保健福祉計画」等に基づく小平市の方向性等を踏まえて、以下の5つの基本目標を設定しました。基本目標を達成するために部門ごとに重点目標を定め、本会に求められる事業の推進と、目的達成に必要な組織機能および財政基盤の強化を図りました。

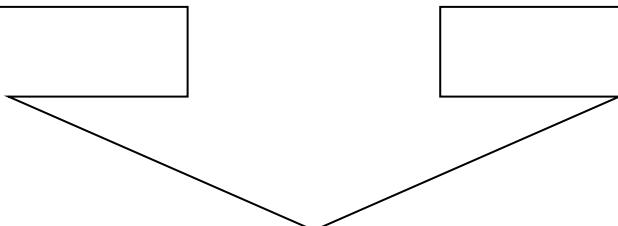
基本目標（1） 地域における支え合いの仕組みの構築

基本目標（2） 市民、関係機関との連携・協働による地域福祉の推進

基本目標（3） 多様化する生活課題に対する相談・支援体制の強化

基本目標（4） アウトリーチの徹底

基本目標（5） 組織基盤の強化および活動財源の確保



第4期へ

2 第3期計画の評価

部門ごとに定めた重点目標について、取組実績に対する評価を行いました。

(1) 地域福祉推進部門

①小地域における住民の福祉活動の組織化

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">令和3年度から市内全域に配置したCSW(※7)が、地域づくりに関心のある市民と地域資源をつなげ、子ども食堂や居場所の立ち上げ支援を行いました。<ul style="list-style-type: none">障がい者の余暇活動の一つとして、スポーツレクリエーション事業を継続して実施したことにより、サークル化につながりました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">子ども食堂や居場所については、基盤を強化し、継続的・安定的な団体運営が求められます。余暇活動支援として始めた取組が、サークル化や関係団体とのスポーツ教室の共同運営、パラスポーツの普及等につながりました。 |

※7：コミュニティソーシャルワーカー。生活上の悩みや不安などを一緒に考え、解決に向けた支援を行う、地域の身近な相談員です。

②住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">災害ボランティア講座の開催や自治会主催の防災訓練への参加、近隣社協と共同での災害時まちあるき体験事業の実施等、住民とともに防災・減災に関する取組を進めました。各地域包括支援センターにおいて第2層協議会を開催し、民生委員やボランティア等と地域課題の抽出等を行いました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">住民の防災意識の向上や平時からのネットワークづくり等、災害に備える取組を継続していくことが重要です。ウォーターラーマップの作成や居場所の立ち上げ、だれでも食堂の実施等、課題解決に向けた動きが出ています。 |



子ども食堂



災害時まちあるき体験

③地域づくりに向けた人材の育成

| | |
|-------|---|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・本会登録ボランティア団体やたいよう・あおぞら福祉センター利用者とともに、公立小学校での福祉体験学習に協力しました。 ・介護予防見守りボランティア事業、生活サポーター養成講座等を通して、地域の見守りや地域の力になってくれる人材の発掘、養成に努めました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・センター利用者が協力することにより、障がい当事者の社会参加および子どもたちの心のバリアフリーの推進につながっています。 ・事業や講座の申込みや問合せは横這い状態が続いていることから、呼びかける対象者の範囲を拡大する等について検討します。 |



(2) 相談支援部門

①権利擁護の推進

福祉体験学習（ボッチャ）

| | |
|-------|---|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・本会ホームページや社協だより、成年後見基礎講座を通して、市民への制度の周知に努めたほか、市職員や地域の介護支援専門員等に対して制度の説明を行いました。 ・障がい者の虐待防止体制整備の義務化に向け、法人内部にプロジェクトを設置し、必要な準備等について検討しました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が開催する会議等にも参画し、意思決定支援が必要な方への支援および市内の支援体制の構築を進めました。 ・令和4年度に虐待防止委員会を設置しました。法令に則り、引き続き利用者の権利擁護の推進に努めます。 |

②アウトリーチの徹底

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から市内全域にCSWを配置し、アウトリーチを全市的に展開しました。 ・公民館事業企画委員会や近隣小学校の学校経営協議会等に参加し、地域の情報収集に努めました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問することで生活実態を把握し、解決に向けた有効な具体策を導き出すことができました。対応する支援員には、専門知識や相談支援の技能、経験が求められます。 ・地域のニーズを掴み、日々の支援に活かすことができています。 |

③相談窓口の連携

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 相談者について生活全体のニーズ把握に努め、組織内の他部署や他機関と連携して支援にあたりました。 コロナ禍で社会の状況が大きく変わり、生活相談支援センターへの相談件数が激増しました。地域資源や制度を最大限活用することに努めました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 担当外の部署へ寄せられた相談についても受け止めて必要な部署へつなぐ、ワンストップでの対応を継続することが必要です。 様々な課題が複合的に絡んでいる場合には、従来の枠組みにとどまらないNPOや企業等の力を活用した支援が求められます。 |

④制度の狭間にあるニーズへの組織的な対応

| | |
|-------|---|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 制度の狭間にあるニーズの増加を受け、市による事業化が実現し、CSWが市内全域に配置されました。支援にあたっては、子ども食堂や居場所など既存の地域資源を活用するだけでなく、ひきこもり家族会準備会の立ち上げ支援など、新たな仕組みづくりにも取り組みました。 既存のサービスや制度では解決が難しい課題について、権利擁護センターや地域包括支援センターとCSWが情報を共有し、連携して支援にあたりました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> それぞれ異なる背景や課題を抱える方に対する個別支援について、手順を標準化することで地域での支援に広げ、新たな仕組みづくりにつなげる取組みをさらに進めるため、CSWが個人を支援する関係機関や団体のつなぎ役として機能することが必要です。 寄せられた相談に適切に対応できるよう、組織内の連携強化および職員の資質向上が求められます。 |



生活相談支援センター



地域包括支援センター

(3) 法人運営部門

①法人運営および組織体制の充実・強化

| | |
|-------|---|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">理事会および評議員会については、新型コロナの感染拡大防止対策を踏まえた方法により開催し、適正な運営に努めました。「職員研修実践マニュアル」に基づいた研修を行い、本会が求める人材の育成に努めました。地域福祉推進員制度のさらなる拡充に向けて検討しました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">理事会および評議員会に対しての事務局からの情報提供の強化や意見交換の時間の設定等、会議のさらなる活性化を図るための工夫が求められます。クロストレーニングの必要性について組織内での共有が必要です。地域福祉推進員とどのように連携し地域福祉活動を進めていくのかについて引き続き検討が必要です。 |

②安定した財源確保と経営に向けた取組

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">補助金や受託金では不足する部分に法人の自主財源や民間財源を充てて対応しています。遺贈寄付について、組織としての受け入れ方針を整え、遺贈を希望される方のためのパンフレットを作成しました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">職員は、法人の予算の仕組みや経営状態について正しく把握するとともに、予算作成や執行にあたっては単独の部署だけでなく組織全体について考える視点を持つ必要があります。新たな収益事業の展開やファンドレイジング等、多様な財源確保策について引き続き検討が必要です。 |

③行政とのパートナーシップ

| | |
|-------|---|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">小平市高齢者交流室、たいよう福祉センターおよびあおぞら福祉センターは、令和3年度から指定管理者として4期目の運営を任せられました。市との協議を重ね、令和4年度に児童発達支援センターを開設しました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">補助事業、受託事業、指定管理事業それについて、地域共生社会の実現に向け基本的な方向性を共有しながら、市と一体となり地域福祉を推進しました。児童発達支援センターの運営や重層的支援体制整備事業等について、市の関係部署との連携および認識の共有が必要です。 |

(4) 財政計画

①民間財源（会費、寄付金、募金・共同募金配分金）

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎内のデジタルサイネージでの広報や協賛店事業のリニューアル等により、会員の増強を図りました。 本会登録ボランティア団体が作成した絵手紙や年賀状を寄付者へお送りし、感謝の意を伝えるとともに使途の報告を行っています。 新型コロナの影響で街頭募金や訪問による募金活動は中断していますが、自治会を中心に多くのご協力をいただきました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 会員数および会費収納額の減少は続いているが、減少幅は小さくなっています。 寄付金は寄付者の意向等によるため収入額は流動的ですが、例年一定額以上の受入れ実績となっています。また、継続（毎月・毎年等）してご寄付してくださる方も多くいらっしゃいます。 今後も自治会等との顔の見える関係づくりを継続していくことが重要です。 |



市内の店舗やクリニック等に
ご協力いただき、募金箱を設
置しています。

②公費財源（補助金、受託金、指定管理料）

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">市の財政状況の変化に伴い、補助金の確保が難しい状況が続いています。自主財源からの補填額を減らすため、事務事業費の削減に努めました。都や市からの受託金のみでは事業実施が難しい事業については、法人の自主財源や民間財源を充てて対応しています。指定管理計画に基づき、適正かつ効率的な施設運営に努めました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">補助金や受託金について、事業実施に必要な額を確保できるよう都や市との調整が必要です。引き続き、指定管理計画に基づいた計画的な事業運営が求められます。 |

③自主財源（事業収入：国保連収入、バザー売上、自動販売機手数料）

| | |
|-------|--|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">障害福祉サービス事業や介護保険事業等に係る国民健康保険団体連合会からの収入は安定しています。福祉バザーは新型コロナの影響により令和2年度以降中止しており、自主財源額が大きく減少しています。社会貢献型自動販売機に本会マスコットキャラクターのラッピングを施し、PRの強化に努めました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">引き続き質の高いサービスの提供に努めるとともに、収入増についても検討が必要です。福祉バザーの収入減を補う財源確保策の検討が急務となっています。 |

④事業活動による支出

| | |
|-------|---|
| 取組実績 | <ul style="list-style-type: none">業務の効率化等により時間外勤務を減らすことで、人件費の削減に努めました。事務事業費についても、コスト意識を持ち経費の削減に努めました。 |
| 評価・課題 | <ul style="list-style-type: none">令和4年度以降、定年を迎える職員が断続的に発生するため、その分の人件費は減少する見込みですが、定期昇給や前職のある職員の採用に伴う増加を加味した上で採用計画を進める必要があります。現在の職員数を維持することを前提に、業務の効率化や事業のスクランプ＆ビルトを進める必要があります。健全かつ長期的に安定した財務運営を進めるために、全職員がコスト意識を持つことが重要です。 |

第5章 第4期計画

1 基本目標

「第3期発展強化計画」の評価と経営分析状況、「小平市地域福祉活動計画」や「小平市地域保健福祉計画」等に基づく小平市の方向性等を踏まえて以下の基本目標を設定しました。

基 本 目 標

- (1) 地域における支えあいの仕組みの構築
- (2) 市民、関係機関との連携・協働による地域福祉の推進
- (3) 多様化する生活課題に対する相談・支援体制の強化
- (4) 組織基盤の強化および活動財源の確保

2 重点目標

上記の基本目標を達成するため、部門ごとの重点目標を定め、地域の福祉力および本会の組織力を高めます。

重 点 目 標

- (1) 地域福祉推進部門
 - ①小地域における住民の福祉活動の組織化
 - ②住民参加の促進と連携・協働の体制づくり
 - ③地域づくりに向けた人材の育成
- (2) 相談支援部門
 - ①権利擁護の推進
 - ②アウトリーチの徹底
 - ③相談窓口の連携
 - ④制度の狭間に於けるニーズへの組織的な対応
- (3) 法人運営部門
 - ①法人運営および組織体制の充実・強化
 - ②安定した財源確保と経営に向けた取組
 - ③行政とのパートナーシップ

3 部門ごとの取組事業

(1) 地域福祉推進部門

①小地域における住民の福祉活動の組織化

住民同士のつながりをつくることは、誰もが安心してその人らしく生活していく上で重要なことです。世代や分野を超えて、地域の実情に合った住民同士の支え合いの仕組みをつくり、地域の課題解決に取り組みます。

【具体的な取組】

○地域密着型ボランティア講座を充実させ、地域ニーズの把握および広報啓発を図るとともに、住民参加の機会を拡大していきます。【ボランティアセンター】

○CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が市内子ども食堂をつなぐネットワークづくりを強化します。また、高齢者を主体とした「こだまちサロン」などの居場所についても立ち上げや運営の支援を行い、団体相互の交流を図ることで内容を充実させていきます。【生活相談支援センター】

○住民主体の活動の場などへ訪問し、困りごとなどの相談が気軽にできる体制を維持します。また、活動が継続できるよう、参加者自身の介護予防に関する取組などを支援します。【地域包括支援センター】

○認知症の本人と家族を支える地域づくりのため、認知症支援リーダーや介護保険サービス事業所の専門職の協力を得ながら、ネットワークづくりを行います。【地域包括支援センター】



東部ボランティアコーナー
「防災クッキング講座」



こだまちサロン

地域福祉推進部門

②住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

多様化する地域生活課題を解決するため、地域住民をはじめ、関係機関や団体との連携・協働をより一層進めています。

【具体的な取組】

○災害時に迅速かつ効果的な支援が可能となるよう、災害時要配慮者の支援を考える「こだいらあんしんネットワーク」や地域の自主防災組織等との定期的な情報共有

や意見交換を行います。また、総合防災訓練等を通じて地域の関係機関との連携に努め、防災意識の高い地域づくりに取り組みます。さらに、災害ボランティア登録制度についての検討を進めます。【ボランティアセンター】

○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、地域の福祉課題を共有・協議する場づくりのコーディネート等、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。【生活相談支援センター】

○寄付された食糧等を預り、生活にお困りの方や子ども食堂へ寄付する「フードドライブ活動」について、市役所や市内の団体、関係機関と連携して行う活動に加え、地域で主体的に取り組む団体を支援するなど、食を通した地域づくりを進めます。

【生活相談支援センター】



災害ボランティアセンター設置訓練



フードドライブ活動

- ひきこもりなど生きづらさを抱える方が一步を踏み出すための社会参加型就労体験事業をさらに充実させます。市内の企業、農家、福祉施設、医療機関などで構成されるネットワーク「JOY ! JOB KODAIRA」のメンバーと体験活動のメニューを拡充し、より参加しやすい仕組みづくりを進めます。【生活相談支援センター】
- 「オレンジカフェ中央」については、認知症支援リーダーなどの積極的な係わりにより参加者が増えるなどの効果が出てきているため、引き続き、多くの方が認知症を“自分事”として捉え、参加していただけるように関係性を築いていきます。また、会場まで来ることが難しい方が参加できる方法について、地域住民とともに検討する場を設けます。【地域包括支援センター】
- 引き続き、小地域での住民参加の地域ケア会議を開催し、組織化に向けた検討を行います。【地域包括支援センター】
- 小平市や地域と連携し、福祉避難所としての在り方を検討します。【たいよう・あおぞら】
- センターまつりや納涼祭など、地域と作り上げた交流の場やイベントの再開に向けて、新たな在り方を検討します。【たいよう・あおぞら】



農家の
収穫作業体験



施設での清掃体験



オレンジカフェ中央

JOY ! JOB KODAIRA

地域福祉推進部門

③地域づくりに向けた人材の育成



地域住民に、地域生活課題を「我が事」として受け止め地域社会を支える一員となつていただくため、ボランティアをはじめ多様な参加の機会を提供していきます。

【具体的な取組】

○多様化する市民のニーズや社会参加の形態に応えるため、市民に関心の高いテーマを題材にした「市民のためのボランティア・市民活動講座」を開催し、地域福祉を推進する人材の発掘や養成に努めます。【ボランティアセンター】



筆談ボード作りと筆談体験

傾聴講座



○引き続き、市内の公立小中学校で行われている福祉体験学習に協力していきます。

視覚障がい者のガイドヘルプ体験や手話学習、車いす体験、ボッチャ等の様々な体験や障がい当事者の講話等を通して、障がいや高齢に伴う心身の変化やその生活を知り、障がい者や高齢者をはじめとする地域に暮らす人々の日常生活課題に目を向ける機会として位置付け、児童生徒の「福祉の心」の醸成に努めます。【ボランティアセンター・たいよう・あおぞら】



アイマスク体験



たいよう利用者とのボッチャ体験

- 本会の地域福祉活動を支える地域福祉推進員制度の効果的な運用について検討します。【生活相談支援センター】
- 介護予防見守りボランティア事業や生活支援体制整備事業、生活サポーター養成講座で、地域の見守りなど地域の力になってくれる人材について、これまでの子育てにひと段落した方や高齢者に加え、今後は、定年退職者や元気高齢者などにも働きかけていきます。【地域包括支援センター】
- 中央圏域では、「介護予防まつり in 中央」を通じて、地域で活動できる・活動したい人材とつながる働きかけを継続して行います。【地域包括支援センター】



介護予防まつり in 中央

(2) 相談支援部門

①権利擁護の推進



誰もが個人の尊厳と意思が尊重され、適切な福祉サービスを選択し利用できるよう支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを通して利用者の意思の実現を支援していきます。

【具体的な取組】

- 小平市が進めている成年後見制度中核機関の設置に向けて、役割の整理や既存のネットワークのさらなる強化など、権利擁護支援の充実を図る必要があるため、引き続き小平市との協議を重ねていきます。【権利擁護センター】
- 出前講座の充実を図り、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。【権利擁護センター】
- 虐待防止委員会や事業所部会を通して、利用者の権利擁護に取り組みます。【ひびき・たいよう・あおぞら】



権利擁護センター支援員による支援の様子



相談支援部門

②アウトリーチの徹底

地域の実態を知り、顕在化しているニーズのみならず潜在的なニーズについても発見・把握し、地域生活課題の解決につなげるため、地域へ積極的に出向きます。

【具体的な取組】

- ひきこもりなどの課題を抱える方や様々な事情により訪問が必要な方の自宅をCSWが訪問し、必要に応じて病院や機関（保険、年金、福祉サービス等の手続き）に同行するなど、積極的にアウトリーチ支援を行います。【生活相談支援センター】
- アウトリーチで把握した情報について、必要に応じて専門的な知見を踏まえた検討ができるよう、権利擁護に関わる支援会議のあり方について小平市との協議を重ねていきます。【権利擁護センター】
- 新型コロナの状況に配慮しながら、自治会長や地域住民との顔の見える関係の構築に向け、さらなる訪問活動を徹底していきます。【地域包括支援センター】
- 支援を行う中で見えてきた地域課題を解決するための具体的な方法を地域住民とともに考え、解決に向けた支援を行います。【地域包括支援センター】



CSWが相談者のご自宅等に訪問します。

相談支援部門

③相談窓口の連携

個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化し、ひとつの窓口では解決に結びつかないことが増えています。組織の内部はもちろんのこと、外部の関係機関との連携も強化し、横断的かつ包括的な支援体制を構築します。

【具体的な取組】

- アウトリーチ等で把握した地域課題に対して、組織内で情報を共有し、解決に向けて対応していきます。また、組織横断的なケース会議や勉強会を開催し、解決方法の検討や見直しを行います。【全体】
- 全職員が組織内各部署の事業内容を把握し、社会福祉協議会としての強みを活かしたチーム支援を実践していきます。【全体】
- 行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人、民間企業、地域住民等、支援者（支援機関）が重層的に関わることにより、複雑化・複合化した支援ニーズに対応していきます。【生活相談支援センター】
- 指定相談支援事業においては、モニタリングや関係者会議などの機会を通じて関係機関と情報を共有します。また、必要に応じて社会資源につないでいきます。市町村相談支援事業においては、ご本人や家族の状況に応じて、既存の関係機関との調整を行うほか、社会資源につないでいきます。【ひびき・たいよう・あおぞら】
- 児童発達支援センターにおいては、教育と福祉の連携により支援体制を強化していきます。【たいよう】

相談支援部門

④制度の狭間にあるニーズへの組織的な対応



ごみ屋敷やひきこもりなど、使える制度がない、もしくはあっても十分でない課題を抱える方々が孤立することのないよう、相談を受け止め、解決に向けて組織内外の連携を図ります。

【具体的な取組】

○アウトリーチ等で把握した地域課題に対して、組織内で情報を共有し、解決に向けて対応していきます。また、組織横断的なケース会議や勉強会を開催し、解決方法の検討や見直しを行います。【全体】**再掲**

○生活相談支援センターを「どこへ聞けばよいか分からない時の相談場所」として、誰もが気軽に相談できる環境を整えます。複雑化・複合化した問題を整理して、一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援と関係機関と連携した横断的・重層的かつ長期的な支援を行います。【生活相談支援センター】

○指定相談支援事業および市町村相談支援事業では、ご本人と家族の状況や必要に応じて、既存の関係機関との調整や、障がい分野以外の社会資源の紹介などを行い、相談者に合った支援と一緒に考えていきます。また、家族全体への支援が必要な場合は、児童や高齢者分野と連携したり関係者会議に参加し、課題の解決に取組みます。【ひびき・たいよう・あおぞら】

○複合的な支援が必要な世帯への連携体制について、関係機関との協議を継続して行います。【地域包括支援センター】

○認知症の方への見守りなど、公的なサービスでは担いきれない支援があることを地域住民と共有し、地域でともに暮らしていくためできることについての話し合いを継続していきます。【地域包括支援センター】



地域ケア会議

(3) 法人運営部門

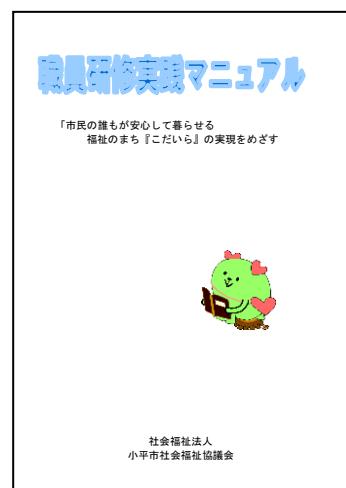
①法人運営および組織体制の充実・強化



本会の着実な事業推進および運営のため、法人基盤の強化に努めます。

【具体的な取組】

- 理事会および評議員会については、引き続き適正な運営に努めるとともに、事務局からの情報提供の強化や意見交換の時間の設定等、理事会（業務執行機関）および評議員会（議決機関、理事会の牽制・監督）のそれぞれの機能が実効性のあるものとなるよう努めます。【法人総務係】
- 「職員研修実践マニュアル」に基づいた研修を計画的に実施し、本会に求められる役割を果たす人材の育成に努めます。また、他係とのスムーズな連携に基づくチーム力の向上およびリスクマネジメントの観点から、職員のクロストレーニングの実施について検討します。【法人総務係】
- 職員が自分の持つ力を発揮し、また、安心して働き続けることができるよう、税務等の業務への専門家のさらなる活用や、産業医による相談支援体制の充実等、職場環境の整備に努めます。【法人総務係】
- 新建物への移転に伴い、包括的な相談支援体制が効果的に機能するために、必要に応じ組織の再編成等を検討します。【法人総務係】



職員研修実践マニュアル

法人運営部門

②安定した財源確保と経営に向けた取組

本会の経営においては、地域の住民からの信頼に応えながら、継続して事業運営を行うための確かな経営基盤を確立し、維持していくことが求められます。各種事業を推進していくための安定した財源の確保と持続可能な財務運営に努めます。

【具体的な取組】

○人件費率および職員一人あたりの人件費の水準の管理に加え、人件費以外のサービス活動費用の管理を行い、持続可能な財務運営に努めます。【法人総務係】

○売り上げの一部が本会が行う地域福祉活動の財源となる「地域貢献型自動販売機」について積極的なPRを行い、設置台数を増やしていくきます。【法人総務係】

○新たな収益事業の展開やファンディング（クラウドファンディング）についての検討を進めます。【法人総務係】



こふくちゃんのラッピング自動販売機

(小平市役所1階)

○会員や寄付者に対して「顔の見える関係づくり」を継続し、丁寧なアフターフォローや対面での係わりを維持することで、本会への支援者を増やしていくきます。【法人総務係】

○福祉バザーは、本会の地域福祉活動の象徴的な取組であるとともに、自主財源確保の大きな柱となっている事業です。新型コロナや新建物への移転等を踏まえ、今後のバザーのあり方および新たな自主財源確保策について検討します。【ボランティアセンター】

○引き続き、サービス等利用計画やケアプランの作成、障害福祉サービスの提供等の事業を適正に行うことで、東京都国民健康保険団体連合会からの安定した収入を確保します。【ひびき・地域包括支援センター・たいよう・あおぞら】

法人運営部門

③行政とのパートナーシップ



小平市の地域福祉を推進するため、市とはこれまで車の両輪として共に考え行動してきています。令和9年度に予定されている新築物への移転により、行政の福祉部門と本会が同一建物内に配置されることから、横断的なサービス提供および包括的な支援体制づくりを目指し、パートナーシップをさらに強化していきます。

【具体的な取組】

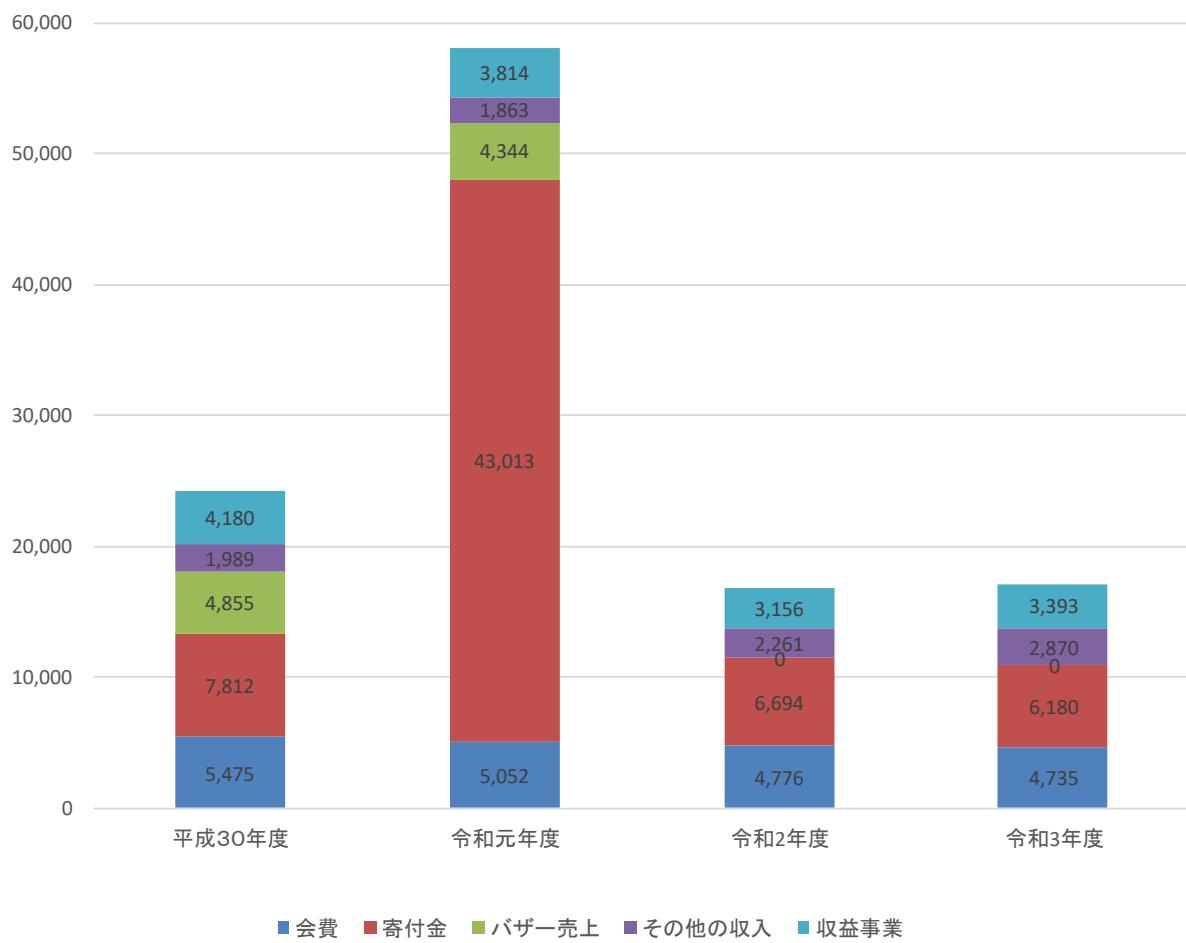
○新築物では、市の福祉事務機能と本会が同フロアに配置されるとともに、相談先を迷う方や複合的な相談に対応するために福祉総合窓口が設けられる計画になっています。縦割りでなく横断的なサービスを提供し、包括的な相談支援体制づくりにおける中核的な拠点として機能させるため、準備段階から十分に意見交換を行います。【法人総務係】

○重層的支援体制整備事業の開始を見据えて分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、市との協議を進めます。【生活相談支援センター】

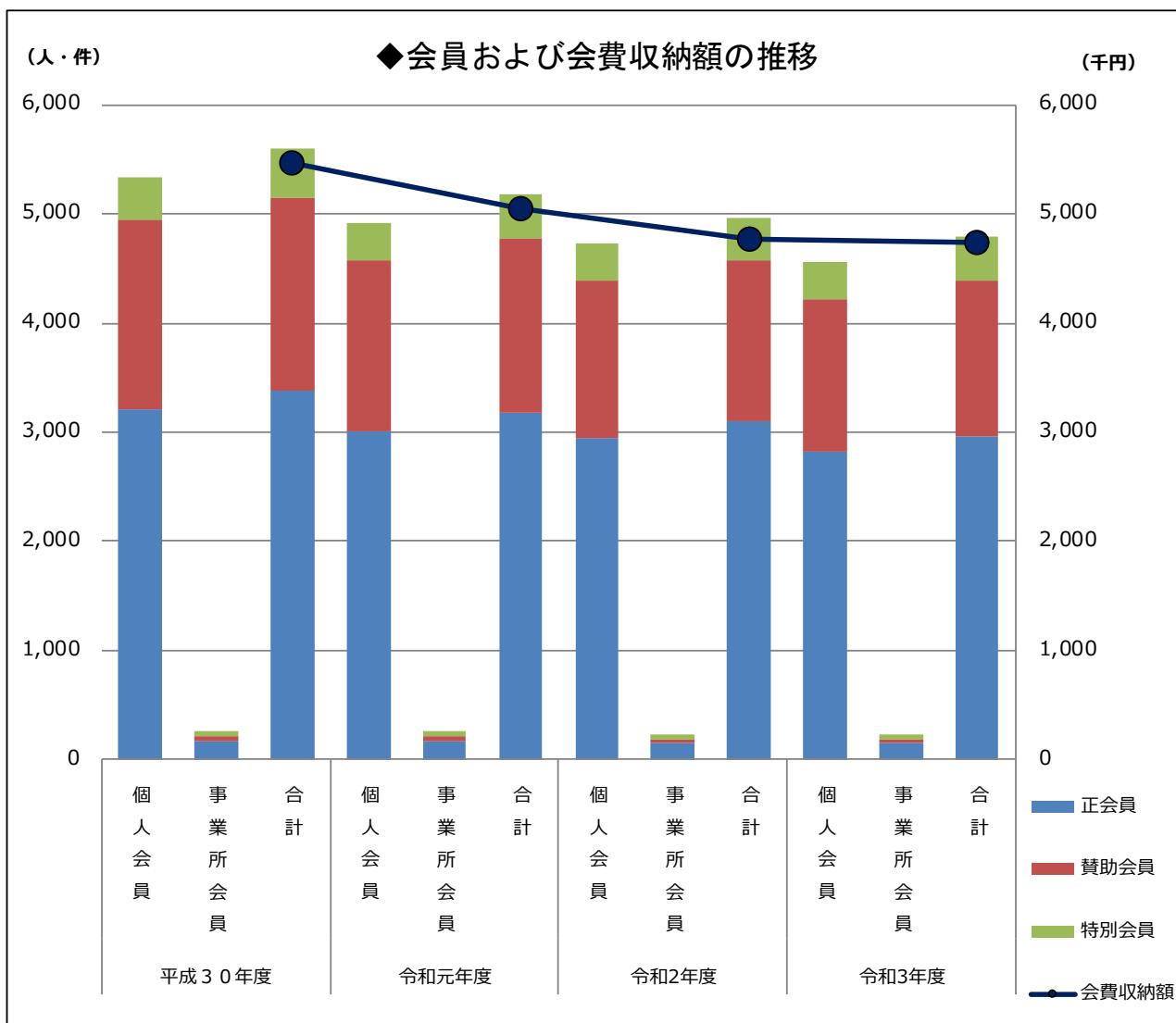
○指定管理者として市から運営を任せられている施設は、本計画中に契約期間が終了します。引き続き5期目も運営を任せいただけるよう、利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスの提供および適正かつ効率的な施設運営に努めます。【たいよう・あおぞら・高齢者交流室】

◆自己財源の推移

(千円)



| | 会費 | 寄付金 | バザー売上 | その他の収入 | 収益事業 | 合計 |
|--------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| 平成30年度 | 5,475,000 | 7,811,863 | 4,854,817 | 1,989,311 | 4,180,346 | 24,311,337 |
| 令和元年度 | 5,052,150 | 43,012,584 | 4,343,741 | 1,862,796 | 3,814,124 | 58,085,395 |
| 令和2年度 | 4,776,450 | 6,694,248 | 0 | 2,261,243 | 3,155,605 | 16,887,546 |
| 令和3年度 | 4,735,150 | 6,180,333 | 0 | 2,869,654 | 3,393,335 | 17,178,472 |



| | | 正会員 | 賛助会員 | 特別会員 | 会費収納額 |
|--------|-------|-------|-------|------|-----------|
| 平成30年度 | 個人会員 | 3,215 | 1,737 | 389 | |
| | 事業所会員 | 161 | 43 | 54 | |
| | 合計 | 3,376 | 1,780 | 443 | 5,475,000 |
| 令和元年度 | 個人会員 | 3,014 | 1,558 | 350 | |
| | 事業所会員 | 164 | 43 | 51 | |
| | 合計 | 3,178 | 1,601 | 401 | 5,052,150 |
| 令和2年度 | 個人会員 | 2,951 | 1,443 | 336 | |
| | 事業所会員 | 144 | 37 | 48 | |
| | 合計 | 3,095 | 1,480 | 384 | 4,776,450 |
| 令和3年度 | 個人会員 | 2,825 | 1,391 | 350 | |
| | 事業所会員 | 142 | 38 | 50 | |
| | 合計 | 2,967 | 1,429 | 400 | 4,735,150 |

◆職員数等の推移

【職員数】

各年4月1日現在

<法人全体>

| | H30 | R2 | R4 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 正規職員 | 56 | 57 | 66 |
| 市派遣職員 | 2 | 2 | 2 |
| 嘱託職員 | 32 | 31 | 33 |
| パートタイム職員 | 84 | 57 | 55 |
| 合計 | 174 | 147 | 156 |

<事業所内訳>

| 事業所 | 事務局 | | | たいよう | | | あおぞら | | | |
|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 年度 | H30 | R2 | R4 | H30 | R2 | R4 | H30 | R2 | R4 |
| 正規職員 | | 28 | 29 | 32 | 13 | 13 | 18 | 15 | 15 | 16 |
| 事務局長 | | 1 | 1 | 1 | | | | | | |
| 課長 | | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 課長補佐 | | 2 | 3 | 4 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 係長・主査 | | 7 | 7 | 5 | 3 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| 主任 | | 6 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 | 7 | 6 | 5 |
| 主事 | | 9 | 10 | 14 | 5 | 6 | 8 | 5 | 6 | 7 |
| 市派遣職員 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 嘱託職員 | | 16 | 16 | 14 | 9 | 9 | 10 | 7 | 6 | 9 |
| パートタイム職員 | | 52 | 23 | 24 | 21 | 23 | 18 | 11 | 11 | 13 |
| 合計 | | 97 | 69 | 71 | 44 | 46 | 47 | 33 | 32 | 38 |

【正規職員 勤続年数】

※事務局長・市派遣職員・再雇用職員除く

| | H30 | | R2 | | R4 | |
|----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 30年以上 | 7 | 13.0% | 5 | 8.9% | 8 | 12.8% |
| 25~29年 | 8 | 14.8% | 6 | 10.7% | 4 | 6.3% |
| 20~24年 | 4 | 7.4% | 12 | 21.4% | 11 | 17.5% |
| 15~19年 | 11 | 20.4% | 3 | 5.4% | 1 | 1.6% |
| 10~14年 | 0 | 0.0% | 1 | 1.8% | 4 | 6.3% |
| 5~9年 | 6 | 11.1% | 12 | 21.4% | 12 | 19.0% |
| 4年以下 | 18 | 33.3% | 17 | 30.4% | 23 | 36.5% |
| 計 | 54 | 100% | 56 | 100% | 63 | 100% |

【職員比率】

| | H30 | R2 | R4 |
|-------|-------|-------|-------|
| 正規職員 | 33.3% | 40.1% | 43.6% |
| 非正規職員 | 66.7% | 59.9% | 56.4% |

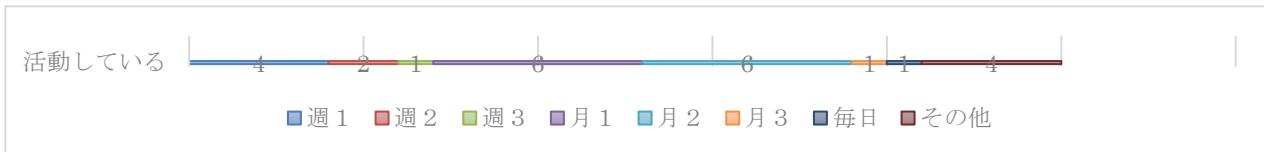
◆ボランティア・自治会アンケート結果

ボランティアセンターでは、新型コロナの影響が続く中でのボランティア団体および自治会活動の実態やニーズを把握するために、アンケートを実施しました。ボランティア団体の約90%、自治会の約80%が様々な工夫をしながら活動を継続していますが、会員数の減少や高齢化、人材不足等の課題を抱えている状況が浮かび上がってきました。引き続き、ボランティア団体や自治会との情報共有を図り、課題の解決に向けて支援してまいります。

新型コロナウィルスの影響に伴うボランティア団体の活動状況実態調査 アンケート集計（返送数 28 通 内無回答 1 通 回答率 80%）

問1 新型コロナウィルスの影響がある中、ボランティア団体活動を行っていますか？

- ・行っている … 25 団体 89.2%



| | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 月1 6 団体 | 月2 6 团体 | 週1 4 团体 | 週2 2 团体 | 月3 1 团体 | 週3 1 团体 | 毎日 1 团体 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

他の回答：依頼内容による・感染状況による・活動内容による・自宅でやっている・通常の3分の1程度

- ・行っていない … 4 団体 16%

理由：緊急事態宣言中は中止にしている・対面になるため活動先から断られる・安全な開催に不安・コロナ感染者が増加している（熱中症への注意もある）・感染防止のため

注：2団体は、行っている・行っていない両方に回答があつたため、複数回答結果となっている

問2 ボランティア団体活動を継続して取り組む工夫はありますか？

- ・工夫している … 22 団体 88%

| 工夫内容詳細（太線以前はコロナウィルスの影響下が前提の回答） | 回答数 |
|--------------------------------|-----|
| メンバーの体調管理・参加者の検温・連絡先の把握 | 3 |
| 手指、その他消毒 | 6 |
| 室内換気 | 3 |
| 時間短縮 | 3 |
| 人数制限 | 3 |
| マスク着用 | 4 |
| ソーシャルディスタンスの確保 | 4 |

| | |
|-------------------------------|---|
| 必要以上の私語の禁止 | 1 |
| コロナ感染しないようにする | 2 |
| 自学自習 | 1 |
| パソコン・メールの活用 | 2 |
| アウトドアでの活動を増やす | 2 |
| 安全対策に準ずる | 3 |
| オンラインの活用 | 1 |
| 情報交換・頻繁な連絡、近況報告で交流を保つ | 2 |
| 相手のニーズに合った活動 | 1 |
| プライバシーを守る | 1 |
| 細く長く無理をしない | 1 |
| 活動内容の確認と準備 | 1 |
| 自治会、町内会活動への積極的な参加 | 1 |
| 活動後のランチやコーヒータイムを取ることにより交流を深める | 1 |

- 特に工夫はない 5 団体（対面活動を中止している・活動先の指示に従っている） 20%

問3 ボランティア団体の活動に関して課題（困ったこと）はありますか？また、その課題に対してどのような解決方法に取り組まれていますか？

- コロナ感染予防のためマスク着用、換気、消毒、飛沫感染への注意、生活様式の注意など取り組んでいる。
- 高齢者が多いので感染者ピークのときは休会にしたり、自己管理を十分に行い、助け合えるようにしている。
- メンバーが楽しく活動できることを考え、繋がりをなくさないように交流し、連絡を密にし共通認識を確かにすると心掛ける。
- 定期的に運営会議を開催しサークル内で話し合い解決している。
- 会員の高齢化や、高齢者雇用安定法での70才までの雇用により協力者不足、新規加入の難しさが課題。
- 社会的にボランティアという余裕がなくなっているし、生活していくのに精いっぱいの人が増えた。
- 高齢化や障がいにより福祉会館や活動場所までの足がなく、一部の会員に負担がかかることが課題。
- 集まる機会が減ったり、時間が短くなったので、再開しても以前のレベルに及ばないかもしれない不安。
- 老人施設での活動ができなくなったり、オンラインできるが十分とは言えないこと。
- 長期の活動中止で会員の気持の維持が保たれるのか心配。
- 活動場所の確保の難しさや、天候に左右される活動場所がある。

問4 今後のボランティア団体活動等の地域福祉活動について、どのように考えていますか？ ※地域で取り組むべき課題や希望する支援等

- コロナの感染者の状況で老人施設での活動をできなくなった。子どもたちへはコロナ禍の生

活様式に注意して間隔をあけて座ってもらったり、歌や音楽のテープを用いて人形劇をやつたり飛沫感染に注意している。

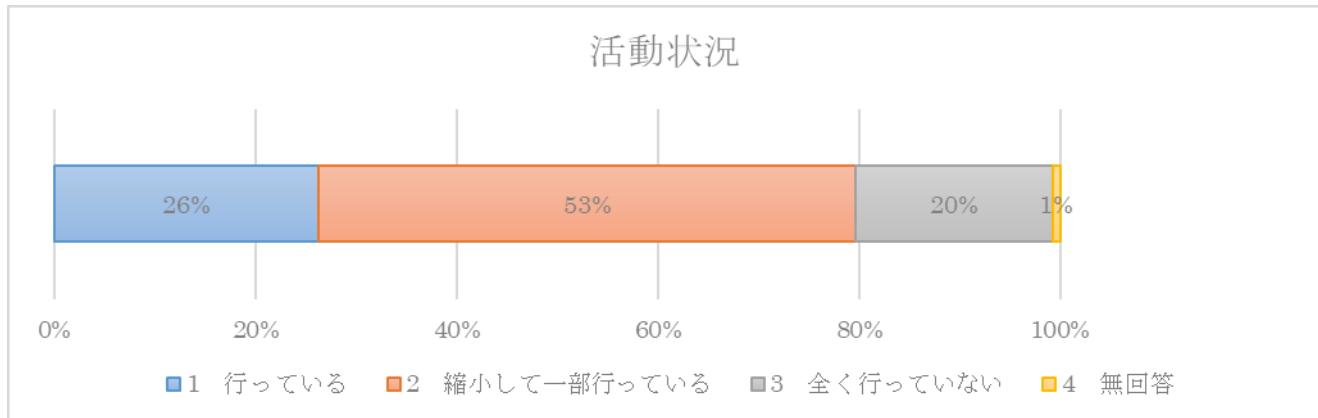
- ・自分たちの活動は市民への啓蒙が一番の課題であると思う。市のホームページでもっと PRしてもらいたい。
- ・消毒は今も必要なのか。
- ・増え活動は必要だと思う。工夫をしながら継続していくべきである。
- ・障がい当事者の集まりだが、元々の方が減り、新規の加入がない。
- ・活動が密になりやすいので注意している。高齢者も多く感染ピークの時は休会にしている。
- ・市内に高齢者受入れ施設が充実しているので安心。
- ・福祉体験の活動がむずかしい。感染予防対策に苦慮している。個々において自己管理を十分に行い万が一の時は助け合いたい。
- ・活動が中止になっている。早く収束して再開できることを希望する。
- ・年齢を重ね役を引き受ける活動をしようとする人が少なくなってきた。
- ・コロナについては細心の注意を払いながらできるかぎり活動を継続していきたい。
- ・高齢者でもできる事でボランティアをしたいと考えている人は多く、やりがいにもなると思う。高齢者が子どもたちを子どもたちが高齢者を支援するというのはいいなと思う。
- ・現在の活動方法をベースにしてできるだけ続けていきたい。特に力点を置いているのは子どもの放課後の居場所づくりです。
- ・人は何に困っているのか？それを近所の人たちで少しでも手を差しのべること。税金を使わずに。
- ・高齢化が課題。

問5 本会の支援に期待することなど、ございましたらお知らせください。（自由記述）

- ・動物の活動の事も人への福祉と同等に捉えていただきたく、願いです。可能であればワークショップなどを開かせていただきたいし願いです。
- ・頑張ってください。
- ・コロナ禍での集会室予約などに便宜をはかっていただきたり、いつも親切に対応していただき感謝しております。
- ・これからもよろしくおねがいします。
- ・もしもの時にどう対処したらよいか、どこへ連絡すべきか、今一度しっかりと知る必要を感じています。今は、細やかな支援をいただいて穏やかに過ごせる安心感があります。
- ・コロナが収束しバザーができる事を願っています。
- ・情報交換を密にしていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。
- ・いつも親切に対応していただき感謝しています。障がいをもった方、支援を必要としている方のニーズを拾っていただきたい。個人情報になるので教えていただけないこともあるので、なかなか掘り起こしができない。
- ・ダイバシティー＆インクルージョンが呼ばれている現在、我々年配者はどうしても既成概念をもっているので、極端な内容でなければ現在の内容で活動していきたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。
- ・町内会、自治会（住居地）のご指導をお願い致します。

新型コロナウィルスの影響に伴う自治会活動の活動状況実態調査
アンケート集計（264自治会/回答133自治会 回答率56%）

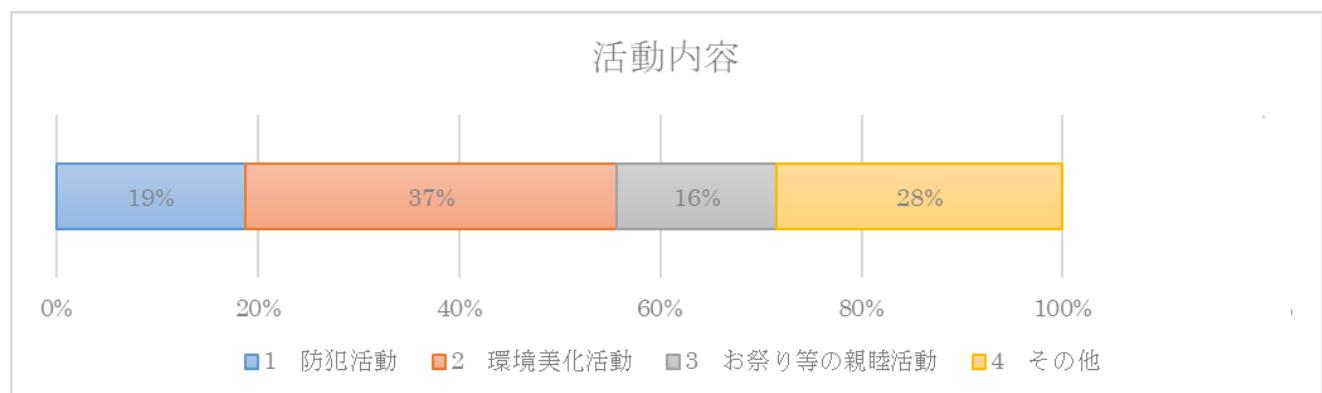
問1 新型コロナウィルスの影響がある中、自治会活動を行っていますか？



<行っていない理由>

- ・高齢者が多い・会員数多い・プライバシー・参加者いない・新型コロナ感染拡大予防のため・高齢化・集まる活動がない・もともと親睦会程度の内容なので必要がない

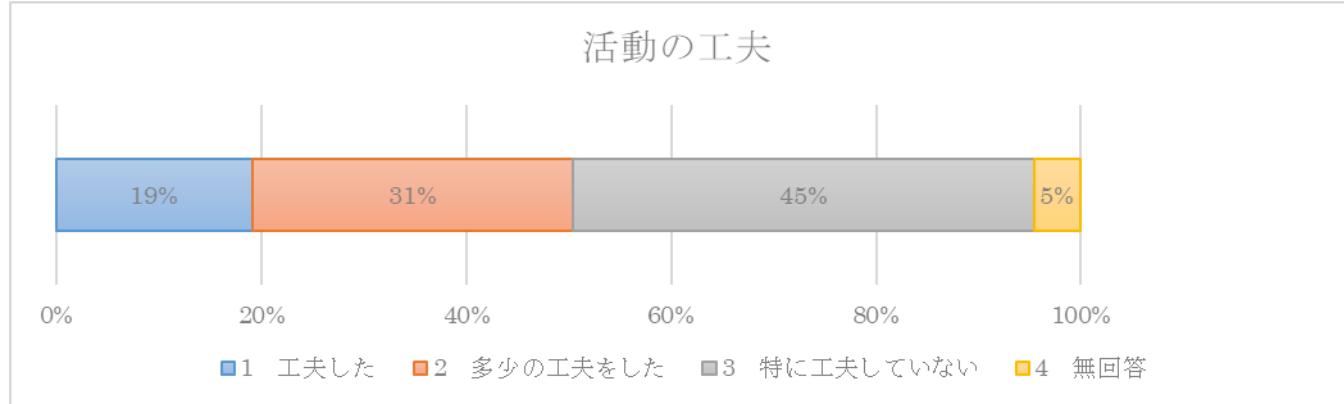
問2 自治会が実施している活動はどのような内容ですか？（複数回答可）



<その他>

- ・募金活動・お祝い金給付・ハロウィン行事・回覧板・慶弔金・歳末助け合い等寄付活動・班長会議・総会・スマート教室
- ・保全管理、防犯灯の管理・防災グッズ配付・資源回収・認知症サポーター養成講座・新年会、親睦旅行・防災訓練
- ・バザー・廃品回収・定期的会合（役員のみ）・総会・ポスター類展示・マスク、アルコール等の配布・親睦会（レクリエーション）
- ・災害時、備蓄品配付・街灯修理・清掃・声を掛け合う

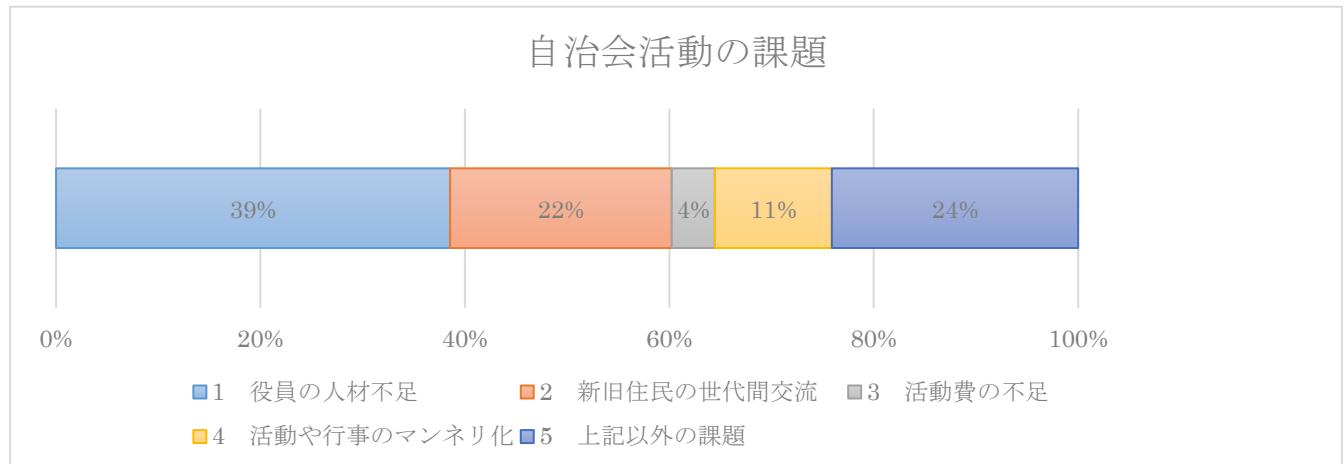
問3 自治会活動として継続した行事等はコロナ禍で何らかの工夫をされましたか？



<工夫した内容>

- ・人数制限・緊急事態宣言時は自粛・消毒と換気・座席の間隔・検温、手洗消毒・マスク着用・総会を書面による承認に変えた
- ・回覧板中止、投函板配布・屋外で距離をとる・会議の書面開催・活動の縮小・時間の短縮・LINE会議・飲食中止・自主清掃
- ・有志による除草剤散布・消化（給水）訓練・防災倉庫の片付け・三密を避けるため火災消火訓練に限定・市の防災訓練参加
- ・総会の会場を広い部屋にした・自治会活動の目的の明確化とそれを伝えること

問4 自治会活動を行っていくうえで課題となっていることは何ですか？



<上記以外の課題>

- ・高齢化・少子化・会員減少・新住民の自治会への参加・こども世帯減少・こども会設置の必要性・地域活動の必要性が低下
- ・若い世帯の自治会入会拒否・退会者が多い・新入会員がない・会費、会員・役員後継者育成なし・無関心
- ・高齢者の自治会参加の意欲減退、若年層の団体活動に消極的なこと・高齢化に伴う人材不足・自治会の必要性

- ・組織のスリム化・周知のやり方・防災講座の強化・地域住民の意識向上防災対策・役員の予定が合わない
- ・自治会としての道路管理の減少・ごみ収集が戸別になり、ごみ集積場所の必要性が無くなつた環境対策・掲示板による連絡
- ・日中独居高齢者の不安感に伴う、日時等の混乱・生垣の剪定、防犯灯の蛍光管等の取替作業が難しくなっている

問5 今後の自治会活動を進めていく上で、行政や社会福祉協議会、関係機関等に要望することがありましたらご記入ください。

- ・チラシ回覧のペーパーレス化
- ・お知らせが多すぎる。文章を要点のみわかりやすくしてほしい
- ・自治会のあり方に関する勉強会やセミナーの開催
- ・掲示物や資料の削減
- ・自治会未加入者のアプローチの仕方やデジタル化の推進
- ・退会者が多い。自治会入会のメリットができるような制度を作ってほしい。
- ・若い世代の参加が見込めるイベントがあるとよい
- ・住民の高齢化による活動制限、若い世代の自治会入会拒否、若手不足への対応
- ・高齢化に伴う人材不足
- ・自治会に入会する必要性の協調
- ・役員の負担減のため、掲示物や資料を減らしてほしい。
- ・ポスター希望を希望したい。「認知症週間」や「フードドライブ」事業など
- ・社協パンフレットが不足しているので回覧が全て行き渡らない
- ・回覧物がある場合は2週間以上前にほしい
- ・他の自治会に関する情報提供希望(活動状況や取組みなど)
- ・入会へのメリット・他の自治会活動の紹介・セミナー、講演会、勉強会の開催希望・相談にのってほしい
- ・ボランティアの大切さを教えほしい
- ・自治会内での交流を大切にしたい
- ・募金の自治会費からの一括振込み
- ・自治会補助金の増額
- ・高齢化による人材不足・若手不足・未入会へのアプローチ方法、若い世代向けのイベント開催
- ・高齢者、一人住まいの老人等の見守りサポートの検討
- ・空き家の増加やゴミの不法投棄対策
- ・自治会以外の個人宅の樹木剪定の課題
- ・問題が発生した際は相談にのってほしい。
- ・防災活動等を積極的に参加したい。
- ・防災活動の参加、行政からの参加希望・道路修理の手続きを行政にお願いしたい

小平市社協発展強化計画策定委員名簿

| | 事業所 | 役 職 | 氏 名 |
|-----|------------|------------------|--------------------------------------|
| 1 | 事務局 | 福祉総務課 地域福祉推進課 | 総務係 主事 ボランティアセンター長 生活相談支援センター長 |
| 2 | | | 権利擁護センター 主事 |
| 3 | | | 地域包括支援センター 主任 |
| 4 | | | 障がい者地域自立生活支援センター 主任 |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | たいよう福祉センター | 総務係 主査 | 山田 裕子 |
| 8 | あおぞら福祉センター | 支援係 主事 | 大崎 有佑未 |
| 事務局 | 事務局 | 福祉総務課 | 課長補佐 |
| | | | 瀬沼 桃 |

第4期小平市社協発展強化計画

令和5年3月発行

発行：社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

小平市学園東町1-19-13

電話 042-344-1217